

東京都福祉保健局長 吉村憲彦殿

国民健康保険運営方針の改定にあたっての申し入れ

2020年7月31日

日本共産党杉並区議団

今年度は、国民健康保険運営方針の見直し・改定期を迎えており、厚生労働省は、保険局長通知「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について」を都道府県に示しています。この通知は、引き続き法定外繰入の解消を盛り込むとともに、解消を図るために「状況の公表（見える化）を進めることが重要である」として、解消の進行状況を国と都道府県が点検することを方針化するよう示しています。こうした厚労省通知は、区の自治権を否定するものであり、かつ保険料の連続値上げをさらにエスカレートさせるものです。

日本共産党杉並区議団は、東京都に対し、国保運営方針の改定にあたって、以下の理由から、厚労省が示した法定外繰入解消をさらに強化しようとする方針を盛り込まないよう求めるものです。

第一に、国保の被保険者は、自営業者、非正規労働者が多く、新型コロナウイルス感染症のもとで、くらしと営業、雇用が深刻な事態となっています。そうしたときに国保料のさらなる値上げを迫ることはあってはなりません。

第二に、これまでの法定外繰入削減によって国保料の連続値上げが続き、40才で年収400万円4人世帯の保険料は、10年前の2倍となる約51万円・収入の1割を超える事態になっています。そのうえさらなる値上げを強いることは許されません。

第三に、厚労省通知は「国の財政支援措置の拡充」で「繰入の解消がはかれる方向となっている」と書かれていますが実態は違います。2017（H29）年度と国保都道府県化が始まった2018（H30）年度の杉並区の国保会計決算を比較すると、新たな納付金負担によって、国・都からの財政投入は実質19億円減少していることを杉並区は答弁で認めています。財政支援の拡充どころか実質減少させながら、被保険者にさらなる負担を強いることは許されません。

よって、以下のことを強く要望します。

記

1. 国保運営方針の改定にあたり、厚労省言いなりで法定外繰入の廃止、その進行状況の「見える化」などの方針は盛り込まないこと。
2. 保険料の値上げを抑え、引き下げを進めていくためにも、国・都からの財政支援を拡充すること。

以上